

第二めぐむ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人めぐむ福祉会
所 在 地	大阪市東住吉区今川7-9-7
電話 番 号	06-6769-1155
代表者氏名	理事長 岡田 正之

2 利用施設

施 設 の 種 類	第二種児童福祉施設（保育園）			
施 設 の 名 称	第二めぐむ保育園			
施 設 の 所 在 地	大阪市平野区瓜破1-4-31			
連 絡 先	電話番号 06-6708-1316 FAX 06-6708-1303			
管 理 者	園長 岡田 香			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
認 可 定 員	0歳児 2歳児 4歳児	15人 30人 30人	1歳児 3歳児 5歳児	30人 30人 30人
開 設 年 月 日	昭和56年5月1日			
事 業 所 番 号	2710051004796			

3 施設の目的・運営方針

第二めぐむ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		460.60 m ²
園舎	構造	鉄骨造 6階建
	延べ面積	955.44 m ²
園庭	地上園庭 386.18 m ² 屋上園庭 155 m ² (別途地上園庭 205.23 m ² 含む)	

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	こどり組（0歳児）
保育室	5室	つくし組（1歳児） つぼみ組（2歳児） さくら組（3歳児） ほし組（4歳児） すみれ組（5歳児）
調理室	1室	
プレイルーム	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日より適用）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 当園は2歳児から体操教室、3歳児からは音楽教室、温水プールで水泳教室、4歳児からは英語教室、5歳児のみ少林寺拳法教室を行います。

(2) 送迎について

保護者の責任にて送迎を行なう。

現在バスの運行は行っていません。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	副主任・担任保育士	13	7	6	
保育補助	保育士のサポートを行う	8		8	
調理員	給食の調理	5	3	2	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）のうち、8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）のうち、8時間
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）のうち、8時間
栄養士	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）
調理員	正規の勤務時間帯（8:00～17:00）

※ローテーションにより、主任保育士、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

(1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始、お盆休み、祝祭日は休園となります。

台風等で臨時休園する場合があります。その他日曜日、祝日に行事を行った時は代休をとらせていただきますので、家庭保育のご協力をお願いします。

(2) 予防接種や検診等で早退する日は再登園は出来ません。

家庭保育をお願いします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、**19時までの範囲内で**、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。閉園時間後（平日19時、土曜日17時）を超えて保育する時は、**1分毎に100円かかります**

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。閉園時間後（平日19時、土曜日17時）を超えて保育する時は、**1分毎に100円かかります**

(3) 1歳の誕生日を迎えるまでの保育時間は17時までとさせて頂きます

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル 有

食物アレルギーについては次のような対応を基本としています。

- ・必ず医師の診断に基づいた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票」を提出してください。
- ・給食のおやつの提供は、原因食物の完全除去を基本とします。
- ・重症の食物アレルギー等、給食対応が難しい場合は、お弁当を持参していただくこともあります

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	5	3	2	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

毎月必ず納付して下さい。

在園期間中の利用者負担金は欠席していても負担していただきますのでご了承下さい。

(3) 登園時、降園時のタッチパネルの入力がない場合、延長料金（1時間300円） が掛かります。短時間認定の場合、7時から8時又は16時から19時までの 延長料金。標準時間認定の場合、18時から19時までの延長料金。

11 特別支援保育の取組状況

(1) 地域社会の中で、特別支援の必要な子どもと、そうでない子どもが共に 育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

特別支援保育を行なうには、療育手帳又は診断書、同意書の提出が必要
です。（当園は療育機関ではありません）

(2) 園児の健康状態や発達状況で気になる事があれば、嘱託医や子育て支援 室などの専門機関に相談させて頂きます。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が卒園したとき
- (2) 保護者が退園を申し出たとき
- (3) 徴収金を3ヶ月以上滞納したとき
- (4) 以下に該当すると園長が判断した保護者または園児
 - ・著しく本園の保育や業務の妨げになるような行為のある方
 - ・他の園児や保護者に強い不安を与えるような言動が見られる方
 - ・園に保護者自身や我が子への特別待遇やその他不当な要求をされる方
 - ・当園の保護者・園児として不適切な言動をされていると園長が判断した方
- (5) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (6) 当園の方針に従っていただけない場合、速やかに退園を願う場合があります
- (7) その他、利用の継続について、保育に重大な支障をきたし又は困難な事が生じたとき

14 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	井藤医院
医院長名又は医師名	矢野 節子
所 在 地	大阪市平野区瓜破2-1-65
電 話 番 号	06-6703-3387

(2) 歯科

医療機関の名称	山根歯科
医院長名又は医師名	山根 総一郎
所 在 地	大阪市東住吉区東田辺1-19-16
電 話 番 号	06-6622-8114

15 緊急時の対応

- (1) お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
連絡がつかない場合は園独自の判断で対応させて頂きます。

- (2) 園児が体調不良で緊急搬送された時の帰りの職員の交通費は保護者負担になります。又、勤務時間を超えて付き添いが必要な時は、残業代も請求させていただきます。
- (3) 緊急連絡先を3名分記入していない場合、職場に連絡させて頂きます。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有		
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理	有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用
- (3) 園児の名前等を公表されるとご都合の悪い方は、予め申し出て下さい
- (4) 園長が虐待等を発見した場合は子ども相談センターに通報する義務があります

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	堀井 真紀
	・ご利用時間	8:30~17:00
	・電話番号	06-6708-1316
	FAX	06-6708-1303
第三者委員	近藤 遼	06-6761-1171
		一般社団法人 大阪私立保育連盟 会長

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	AIG施設賠償責任保険	
保険の内容	園児総合保障	

20 園児の利用状況（毎年度 4 月 1 日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	3 人	3 人	3 人
1 歳児	12 人	9 人	8 人
2 歳児	18 人	17 人	18 人
3 歳児	23 人	18 人	20 人
4 歳児	20 人	23 人	18 人
5 歳児	23 人	19 人	22 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況
第三者評価受審状況	平成 30 年 受審
自己評価の実施状況	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、反社会的行為、入れ墨、タトゥー等を露出しての送迎や園行事の参加はご遠慮ください。 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
感染症	麻疹(はしか)、水痘、インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症に感染した場合、登園停止期間を経過してから、医師に登園に関する意見書を記入してもらって登園してください。
個人情報	・園児の名前等を公表されるとご都合の悪い方は、予め申し出て下さい。(音楽フェスティバルのプログラム、卒園式の式次第など) ・SNS 等に写真や動画を投稿する場合は著作権・肖像権に配慮してください。

24 共同保育について

平日の早朝（7 時から 8 時）と延長保育（18 時以降）、土曜保育は第三めぐむ保育園と共同保育を行っています。

別表

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
活動費	希望者のみ、水泳教室・体操教室・英語教室・音楽教室・を受ける指導料等	体操教室 月額 2,000 円 (2 歳) 水泳教室 月額 1,000 円 (3 歳以上) 体操教室 月額 500 円 (3 歳以上) 音楽指導 月額 500 円 (3 歳以上) 英語指導 月額 500 円 (4 歳以上) 少林寺拳法 月額 200 円 (5 歳)
主食に係る費用 幼児(3 歳児以上)	ごはん等	月額 2,500 円
副食に係る費用 幼児(3 歳児以上)	おかず・おやつ等	月額 5,800 円
運動会	練習グランド使用料	
生活発表会	発表会リハーサル・本番の会場使用料・	
園外保育等	照明スタッフの技術料・トラック	月額 700 円
行事費	(レンタル)代・園外保育時のバス使用料	
0 歳児～5 歳児		
衛生管理費 0 歳児・1 歳児 2 歳児	食前食後に使うおしぶり代等	月額 700 円
プール管理費	水質管理、温度管理、水の交換費用の一部として (水泳教室利用者のみ)	月額 800 円 (3 歳以上)
時間外保育	保育標準時間認定で 18 時以降も保育が必要な場合のみ、月契約が出来ます ・保育短時間認定で、7 時～8 時まで、又 16 時～19 時までの範囲で時間外保育を利用した時 ・保育標準時間認定で、18 時～19 時までの範囲で時間外保育を利用した時	月額 3,000 円 30 分毎に 150 円
19 時以降時間外保育	19 時以降に保育を行った時	1 分毎に 100 円
布団リース	希望者のみ	月額 1,200 円 ※
制服		約 3,300～35,000 円※
用品		約 9,000～31,000 円※

※ 原材料の価格等により金額は変更することがあります。

- ・すみれ組(5歳児)については全ての教室を希望される場合、主食費、行事費、プール管理費を含めて利用者負担金は 6,200 円になります。
ただし音楽教室を受けていない場合は運動会の鼓隊、発表会の器楽合奏には参加出来ません。
- ・ほし組(4歳児)については全ての教室を希望される場合、主食費、行事費、プール管理費を含めて利用者負担金は 6,000 円になります。
ただし音楽教室を受けていない場合は運動会の鼓隊、発表会の器楽合奏には参加出来ません。
- ・さくら組(3歳児)については水泳教室、体操教室、音楽教室を全て希望される場合、主食費、行事費、プール管理費を含めて利用者負担金は 5,500 円になります。
- ・つぼみ組(2歳児)については体操教室のみ行います。利用者負担金は、体操教室、衛生管理費、行事費、の 3,400 円になります。
- ・つくし組 (1歳児) ことり組 (0歳児) の利用者負担金は、衛生管理費と行事費の 1,400 円になります。
- ・体操 (2歳児以上) プール (3歳児以上) 音楽 (3歳児以上) 英語 (4歳児以上) 少林寺拳法 (5歳児) に関しましては、当園の保育の特色を担うものであり、保育のカリキュラムの中心となっております。
特別の事情がない限り、ぜひともお受けくださりますよう、宜しくお願ひ致します。
- ・遠足等で入園料などが発生する場合は別途実費徴収させていただくこともあります。
- ・3歳児以上の保育料無償化に伴い副食費（おかげ代・おやつ代）5,800 円が必要となります。
- ・個人情報等の記載があるため重要事項説明書の複製はご遠慮ください。